

## 山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画の一部変更（案）の概要について

### 1. 目的

近年、県内ではイノシシの生息域拡大に伴い、イノシシの農作物被害額が急増しているほか、鳥類やサルなどによる果樹等の農作物被害も継続的に発生している。

市町村、農業団体等からの捕獲許可期間延長の要望を踏まえ、継続的な捕獲を可能とするため「山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」の一部を変更し、鳥獣の捕獲許可期間を延長する。

### 2. 鳥獣の捕獲等に係る許可基準の一部変更について

#### (1) 鳥類の捕獲及び鳥類の卵の採取等の捕獲許可期間の変更（延長）について

農作物や内水面漁業被害が多い時期に、継続的な捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「6 カ月以内」に変更する。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ○ スズメ、ムクドリ等（30 日以内） | } ⇒ 6 カ月以内に変更 |
| ○ カワウ等（90 日以内）      |               |
| ○ 鳥類の卵の採取等（60 日以内）  |               |

#### (2) 獣類の捕獲許可期間の変更（延長）について

イノシシ等の大型獣類は、通年の捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「1 年以内」に変更する。

タヌキ等の中型獣類は、農作物や生活環境被害が多い時期に、継続的な捕獲を可能とするため捕獲許可期間を「6 カ月以内」に変更する。

- |   |             |
|---|-------------|
| ○ イノシシ、ニホンジカ（90 日以内）、<br>ニホンザル <sup>※1</sup> （30 日以内） | ⇒ 1 年以内に変更  |
| ○ タヌキ、ハクビシン等（90 日以内）                                  | ⇒ 6 カ月以内に変更 |

※1 ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四 5（1）規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができるものとする。（計画を定めない場合は 30 日以内）

#### (3) 許可基準に定めていない鳥獣の規定の整備

許可基準に定めていない鳥獣による農作物被害等に迅速に対応するため、「その他の鳥獣<sup>※2</sup>」の許可基準を新たに規定し、捕獲許可期間を 30 日以内とする。

※2 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第 4 条第 1 項に規定する「鳥獣被害防止計画」の捕獲等に関する事項に記載されている鳥獣（カモシカを除く。）に限る。

### 3. その他規定の整備

- ・ 山形県ニホンジカ管理計画の策定に伴う規定の整備
- ・ 改元に伴う元号の変更